

ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス利用券返還申請書

年 月 日

仙 台 市 長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_  
(電話番号: \_\_\_\_\_)

ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス利用券を、下記のとおり返還します。

記

1. 利用者

氏名			
電話番号	—	生年月日	M・T・S・H 年 月 日
利用申請時の住所	仙台市 区		
(転居の場合) 転居先	<input type="checkbox"/> 市内 ( <input type="checkbox"/> 青葉区 <input type="checkbox"/> 宮城総合支所 <input type="checkbox"/> 宮城野区 <input type="checkbox"/> 若林区 <input type="checkbox"/> 太白区 <input type="checkbox"/> 泉区 ) <input type="checkbox"/> 市外		

2. 返還する利用券の枚数

\_\_\_\_\_ 枚

3. 返還の理由

- 利用者の転居
- 利用者が下記の理由で利用対象者の条件に該当しなくなった  
(理由: \_\_\_\_\_)
- 利用者の逝去

**◎市内に転居する場合、転居先の区役所または宮城総合支所で、このサービスの再申請ができます。**

※転居後の生活の状況により、サービスの利用対象者に該当しなくなることがあります。  
※交付される利用券の枚数は、今回返還する利用券と同じ枚数になります。

**◎利用対象者の条件に該当しなくなった方でも、再び利用対象者の条件に該当するようになったときは、このサービスの再申請ができます。**

※交付される利用券の枚数は、今回返還する利用券と同じ枚数になります。

---

※転居先の区で収受した場合は、前居住区の区役所障害高齢課または宮城総合支所障害高齢課にこの申請書及び返還された利用券を転送すること。